



マイナンバー

11月5日(火)から、住民票とマイナンバーカード(個人番号カード)に旧姓(旧氏)が併記できます

11月5日(火)から、住民票とマイナンバーカードへの旧姓(旧氏)併記の制度が始まります。これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも申し出があれば、住民票、マイナンバーカードに記載し、各種証明で使えるようになります。

■こんなときに便利です

- 保険、携帯電話などの契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使える
- 就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができる



■旧姓併記のための請求手続き

- ステップ 1**

旧姓が記載された戸籍謄本等を取得

ステップ 2

市役所または山陽総合事務所市民窓口課へ用意した戸籍謄本等と一緒に本人確認書類とマイナンバーカードまたは通知カードを持参する

コンビニ交付等について 本市でもコンビニで住民票等が取得できるようになります。(マイナンバーカードが必要) 開始日については、後日お知らせします。

マイナンバー制度のお問い合わせは ☎ 0120-95-0178 (フリーダイヤル)

● 受付時間 (年末年始を除く) 9:30 ~ 20:00 (平日) 9:30 ~ 17:30 (土・日曜日・祝日)

マイナンバーカードのお問い合わせは ☎ 0570-783-578 (全国共通ナビダイヤル)

● 受付時間 (年末年始を除く) 8:30 ~ 20:00 (全日)

〈問い合わせ先〉市民課 (☎ 82-1140)



山地番の変更が実施されます

山口県では、明治以来、宅地農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付けられ、山林原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付けられたことから、同一大字内に重複地番が多数存在します。山口地方法務局では、不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、県内全域で重複地番の解消を進めています。平成30年度から本市全域を対象に山地番の変更が実施されていますが、この変更に伴う税務課固定資産税係への手続きは必要ありません。

■旧山陽町地域(住居表示地区を除く)

8地区(厚狭、郡、山野井、山川、鴨庄、津布田、埴生、福田)

令和元年11月8日(金)に地番変更を実施

◎変更方法

山地番に10000番を加算し変更

例) 1番 → 10001番

123番 → 10123番

- 地番変更した土地を所在地として登記された建物の所在地番・家屋番号も同じ方法で変更します。
- 地番変更した土地・建物の所有者には、

10月中旬に「地番変更のお知らせ」、12月中旬以降に「通知書」が山口地方法務局から発送される予定です。

住所・本籍地の変更について

今回の地番変更では、住所・本籍地は自動的に変更されません。法務局から届くお知らせをご確認のうえ、土地地番の変更に合わせて住所・本籍地の変更を希望する場合は、市民課(☎ 82-1140)までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉山口地方法務局登記部門 (☎ 050-3381-8756)